

愛西市議会 会 議 録

令和8年6月12日

建設福祉委員会

愛西市議会委員会会議録

委員会名	建設福祉委員会			
招集月日	令和8年6月12日			
開議時間	午前9時30分			
閉議時間	午前10時26分			
会議場所	第1委員会室			
出席委員	委員長	山岡幹雄	副委員長	近藤武
	委員	吉川三津子	委員	高松幸雄
	委員	中村文武	委員	永田千佳
	委員	加藤正彦	委員	佐々木亮
	委員	佐々木遼平		
	議長 (オブザーバー)	佐藤信男		
欠席委員	なし			
請願紹介議員	なし			
説明のため 出席した者の 氏名	副市長	清水栄利子	保険福祉部長	田口貴敏
	保険福祉部参事	青井優	産業建設部長	藤澤寿章
	産業建設部参事	岩越敦哉	消防長	森本大輔
	秘書課長	渡邊竜樹	総務課長	伊藤靖幸
	高齢福祉課長	八木久美子	社会福祉課長	水野裕公
	保険年金課長	服部芳樹	産業振興課長	平野宗克
	消防総務課長	伊藤裕一	産業振興課 課長補佐	平野隆史
職務のため 出席した者の 氏名	議会事務局長	鷲尾和彦	議事課長	丸山小百合
	書記	村瀬俊彦	書記	秋田郁哉
傍聴議員	河合克平、鈴木啓人			
傍聴者	なし			

午前 9 時30分 開会

○委員長（山岡幹雄君）

それでは、皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまです。

委員全員おそろいで、ただいまから建設福祉委員会を開催いたします。

本日の委員会では、理事者側の出席は副市長、付託議案のある担当職員のみ出席とし、職員は入替え制といたします。

では初めに、議長並びに副市長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤信男君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

梅雨に入りましたが、あまり梅雨らしくない天気、どっちかという熱中症に気がつかないかなかなというこんな天気ですけど、体調管理だけは十分していただくようお願いいたします。

今日は、建設福祉委員会だということで早朝からこうやってお集まりいただきましてありがとうございます。

昨日、総務文教のほうの委員会がありましたけど、一緒に同席させていただいて、的確な答弁とそれからの的確な質問、簡潔に進めていただきたいなとこんなことを思いましたので、できればスムーズに進めることをお願いいたしまして私の挨拶といたします。

○副市長（清水栄利子君）

改めまして、おはようございます。

梅雨の季節を迎えましたけれども、議員各位におかれましてはますます御活躍のことと幸いです。

本日は、建設福祉委員会に御参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度 4 月より、本市では新たな体制で市政運営をスタートしました。また、議会におかれましても、春の選挙を経て新メンバーをお迎えし、新しい体制が整ったものと拝察しております。理事者、議会ともに新しい体制となつての初めての委員会審査となります。どうぞよろしくお願いいたします。

今議会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第26号をはじめ、ほか 5 件でございます。いずれも本市にとって重要な案件でございます。何とぞ慎重なる御審査の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山岡幹雄君）

また、河合議員、鈴木議員が傍聴に見えますので、委員の皆様にお伝えいたします。

それでは、早速付託案件の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、さきの継続会で配付されました委員会付託議案一覧表のとおりであります。

委員会の審査に先立ちまして、委員の皆様には御理解と御協力のお願いをいたします。

審査をスムーズに進めるため、委員の皆様の質疑は分かりやすく、簡潔明瞭に行ってください。また、討論については、議題となっている事案に対して賛成か反対かの自己の意見を述べることとなりますので、そのように対応をお願いいたします。

初めに、議案第26号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（吉川三津子君）

それでは、議案第26号の愛西市介護保険条例一部改正について少し質問させていただきたいと思います。

本会議の中で今回の改正の目指すストーリー的なものは理解ができたわけなんです、該当する方々にメリットがあるということも理解ができました。一方で、申請等がなくなることによる職員のメリット、デメリット、作業上の、DX化とかをいろいろ今進められているので、そういった面で職員のメリット、デメリットについて教えていただきたいと思います。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

申請を要しないことによります職員のメリット、デメリットという御質問ですけれども、システムによる一括での減免ということになりますので、職員の事務の軽減になると思っております。デメリットにつきましては、特になく考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、今のシステムを使って一括で処理ができると、それで窓口での対応がなくなるというところで職員にとっても労働時間等の削減がされるという考え方でよろしいでしょうか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

はい、そのとおりです。

○委員（吉川三津子君）

大丈夫です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

○委員（吉川三津子君）

はい。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第26号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、反対討論はなし。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（吉川三津子君）

それでは、議案第26号：愛西市介護保険条例の一部改正に関しまして、賛成の立場で討論いたします。

いろいろ本会議の中でも質問があって、今回の議案というのは、国の令和7年度の税改正とか、そういった国の8年度の介護保険料の影響によって影響を受ける方々がいらっしゃる、それに対して特例減免の手続を簡素化するという内容のものではないかなということを理解しております。

賛成の理由としては市民のこういった、特にきつと多分高齢者の負担軽減というところでのメリットがあるということで、1つこの議案についての賛成の理由であります。

それから先ほど、もう一つの理由につきましては、今やっぱりこれから職員も大幅に減らさざるを得ない人口構成になっていく中で、窓口業務の簡素化というところで、DXの推進というところでも合致する取組ではないかと思しますので賛成といたします。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号：令和8年度愛西市一般会計補正予算（第1号）、当委員会に付託を受けた部分について議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思います。

なお、質疑は、補正予算書のページ数と款項目を特定してから御質問ください。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（永田千佳君）

失礼いたします。

8 ページの 2. 歳入の 16 款 2 項 5 目農林水産業費県補助金の 1 節農業費補助金のところの新規就農総合支援事業費補助金、産地パワーアップ事業費補助金、新規就農経営発展支援事業費補助金、地域農業構造転換支援事業費補助金、この 4 つの事業の目的とその内容について、いま一度詳しく教えてください。よろしくお願いします。

○産業振興課長（平野宗克君）

各事業の目的でございます。

新規就農総合支援事業費補助金につきましては、次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付するものです。

次に、産地パワーアップ事業でございます。産地ごとの競争力と活性化を目的に、国の補助が活用できない産地を支援することで県農業全体の競争力を向上させるものでございます。

次に、新規就農経営発展支援事業費補助金でございます。事業継承後の経営発展のため、必要な機械・施設導入の取組支援を行うものでございます。

最後に、地域農業構造転換支援事業でございます。市が作成した地域計画に基づき、地域の中核となり農地を引き受ける担い手に対し支援を行うものでございます。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

○委員（永田千佳君）

はい、ありがとうございます。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑がある方は。

ありませんか。

○委員（加藤正彦君）

7 ページ、8 ページの、先ほど永田委員も言われましたけれど、16 款 2 項 5 目ですが、この農業費補助金のうちの産地パワーアップ事業ということで、こちら掲載がされております。

今、この産地パワーアップについては愛知型のパワーアップ事業もあるというようなことの中で、大村知事の肝煎りで愛知県はそういった県独自のパワーアップ事業を創設されておるということで、数年前に予算規模 1 億からスタートをしたというふうに認識しておりますけれど、現在の県の予算が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、2 点目については、この産地パワーアップ事業は採択されるのにはポイント制ということで認識しておりますけれど、採択を受けるには満点に近いようなポイントがないとなかなか採択されないのかということもお聞きしたいと思います。

それから、最後ですけど、3 点目でありますけれど、今までに愛西市の中でこの産地パワーアップ事業に対して不採択な案件があったかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○産業振興課長（平野宗克君）

まず、県の予算でございます。約4億円でございます。

次に、不採択案件につきまして、これまでございません。

あと、ポイント制につきまして……。

○産業振興課課長補佐（平野隆史君）

パワーアップ事業の採択、ポイントの関係につきましては、区分といたしまして、1つが販売額、2つ目が目標年度の販売金額の増加額、3つ目が目標年度の販売増加額の増加の割合、4つ目が県施策との整合、5番目が市町村の上乗れ助成、6が産地戦略の早期の実現に向けた取組、それぞれの中で中身に応じてポイントのほうをつけて採択の基準にするものです。

○委員長（山岡幹雄君）

よかったですか。

○委員（加藤正彦君）

採択を受けるについて、今言われるような中のポイントが満点に近くないと採択されないのかということを少しお聞きしたいんですけれど。

○産業振興課課長補佐（平野隆史君）

採択につきましては、ポイント上位のほうから採択がされております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

○委員（佐々木遼平君）

議案第27号、一般会計補正予算案のうち、同じく7ページの16款2項5目1節のうちの新規就農総合支援事業費補助金についてお尋ねをさせていただきます。

こちらについて、いつから継続されている事業になるのかということと、これまでの新規就農者数をお答えください。また、その方たちが継続しているのかという実績及びそのほか振り返り指標として定めているものがありましたら、そちらの実績を教えてください。

○産業振興課長（平野宗克君）

経営開始資金につきましては、平成24年度からでございます。

次に、これまでの人数につきましては、受給されたのは13人でございます。受給している方については、全ての方が営農中でございます。以上です。

○委員（佐々木遼平君）

すみません、先ほどお尋ねをさせていただきましたそのほかの振り返り指標等は特になく、もう人数というところで振り返られているということでしょうか。

○産業振興課長（平野宗克君）

振り返り、目標とかそういうことですかね。

○委員（佐々木遼平君）

そうです。指標として、人数以外の何かを実績として。

○委員長（山岡幹雄君）

佐々木君、質問趣旨をもっと教えてやってください。

○委員（佐々木遼平君）

はい、よろしいですか。人数は13人ということで分かりましたけれども、そのほか本助成金についての、補助金についての振り返り指標として何か、例えば生産額ですとか、そういったもので定めているものがあれば教えてください。

○産業振興課課長補佐（平野隆史君）

この資金につきましては、経営開始資金ということで、経営開始後の農業者の安定した経営に向けての資金を給付するものになりますので、先ほど委員がおっしゃいました目標とかそういうものは基本的にはありませんで、営農を継続していただくということが大切なものになります。

○委員（佐々木遼平君）

ありがとうございます。

それでは、その実績、先ほど13人ということで、この助成金自体が平成24年度からスタートしたということで確認をさせていただきました。

第3次愛西市の総合計画においては、こちらの計画内では令和11年度の目標値が13人というふうに定めておまして、こちらはこの総合計画内の累積人数が13人ということで定めているかと思うんですけれども、総合計画内の実績で見ると、この13人のうちの何人が今の実績ということになるのでしょうか。

○産業振興課長（平野宗克君）

総合計画における成果指標は6年度時点で3人となってございます。こちらにつきましては、6年度に経営開始資金を受けた方が対象となっております。ここが起点値がゼロとなります。そして、7年度時点ではゼロ人でございます。以上です。

○委員（佐々木遼平君）

ありがとうございます。7年度時点でゼロ人ということで、今後の人数の見込みとしては、目標は達成できそうな見込みを立てているのか、今後の進捗状況をどう見ているのか教えてください。

○産業振興課長（平野宗克君）

総合計画においては、年間2.5人を目指しているものでございます。以上です。

○委員（佐々木遼平君）

年間2.5人を目指している中で令和7年度はゼロ人ということで、令和8年度以降の見込みについて、今後、きちんとこの目標達成に向けて進められそうかどうかというところの見込みはどうお考えでしょうか。

○産業振興課長（平野宗克君）

令和9年度につきましては、既にお二人の方の見込みがでございます。

以降につきましては、令和8年2月、令和7年度末ですね、新規就農に関して、JA、そして県と連携して協議会を立ち上げております。その中で、いろいろPRであるとか、あとは募集といった取組に注力したいというふうな予定がございます。以上です。

○委員（佐々木遼平君）

ありがとうございます。募集については、今後いつぐらいをめどに実現できそうかという時期の目安を教えてください。

○産業振興課長（平野宗克君）

ただいま検討中でございます。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

○委員（佐々木遼平君）

はい。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

○委員（吉川三津子君）

同様に新規就農の関係でお伺いをしたいと思いますが、引き続きなのでよろしくお願いします。

先ほどから人数の答弁もあって、13人に支給をしてきたんだよという答弁がありました。

多分この新規就農の支援事業って、何年間か、1年だけで終わるわけではないですよね。そうすると、この13人の人はこれからカウントしていく人に入らないのか。本当にこれから総合事業の中でカウントしていくのは、初年度に登録した人だけのカウントしていくのか、そこら辺がちょっと数字の意味合いがつかめないんです、今のお話だと。そこを少し教えていただきたいと思います。

○産業振興課課長補佐（平野隆史君）

委員のおっしゃった先ほどの13件につきましては、新規就農で受給された方の人数ですので、その方、委員のおっしゃるとおり3年間とか継続して給付する事業なんですけど、1件1人としてカウントのほうはさせていただいております。新規就農になった、3年間ですけど、受けた方を1人ということでカウントしております。

○委員（吉川三津子君）

延べではなくて、実質に受けた人が13人いらっしゃると。総合計画においても同じようなカウントの仕方なのか、3年ですので、はっきり言えば、令和8年度を1年目、その次も申請が出ていればまた1になっていくわけなんですけど、カウントの仕方としてどういうふうにつかんで評価していくのか、そこら辺が私、答弁を聞いていてどちらでされていくのか明らかではないなということを思ったので、教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（平野宗克君）

補助は3年間にわたっていきますので、その3年間で1件、1件、1件とカウントする

ものではなく、1人としてカウントをしております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

最後に1つ、先ほど全てが営農中ということの御答弁がありましたが、具体的に農業法人に勤務しているということも営農中に当たるかもしれませんが、実際に農地等を取得されて自立していらっしゃる方、生活が成り立っているというか、そういった方々はこの13人中何人いらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○産業振興課課長補佐（平野隆史君）

経営開始資金につきましては、独立しての経営ということで、そういう方が対象となっております。ですので、先ほど申し上げました13名全て独立して営農活動を続けていらっしゃっています。

○委員（吉川三津子君）

以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第27号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号のうち、当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第28号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員あります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号：令和8年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（吉川三津子君）

それでは、議案第29号：令和8年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてお伺いをしたいと思います。

9ページの総務費、総務管理費、一般管理費の委託料の介護保険システム改修委託料についてお伺いをしたいと思います。

今回のシステム改修というのは国の制度の改正に伴う改修だということを理解しておりますが、今後、このシステム改修が終わった後の運用について少しお伺いをしたいんですけれども、第3段階①の市民というのは、月々の年金収入が六、七万から10万程度の大変生活が厳しい困窮層、生活保護になり切れないようなボーダーラインの方たちだと思うんですが、今回の改正後、このシステム改修後、8月から負担増によって施設利用を諦めたりとか、滞納につながったりする市民が出ないような、そんな生活困窮者自立支援制度と福祉窓口との綿密な連携が必要になってくると思いますが、その辺について、市として、このシステム改修が終わった後どのような相談体制、支援体制をしていくのかお伺いをしたいと思います。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

吉川委員、今は予算のほうだけど、システム改修の内容の質問ですか。

○委員（吉川三津子君）

だから、システム改修している中でどのような準備をしているのかということをお聞きしました。

○委員長（山岡幹雄君）

答えられますか、今の質問で、担当課。

じゃあ、吉川委員、もう一度。

○委員（吉川三津子君）

もう一回言って……。

○委員長（山岡幹雄君）

はい、内容的に。

○委員（吉川三津子君）

困窮者等がこれに該当してくるわけなので、システム改修が終わった後、いろんなお知らせをしていかなきゃいけないと思うんですね。そういったところの準備状況はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（山岡幹雄君）

答えられますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

今回のシステム改修に伴います国の制度の変更につきましては、介護保険施設の食費であったりとか居住費の改正というようなこと、あと多床室の区分細分化というようなことなんですけれども、周知、お知らせにつきましては、これまで負担限度額を申請、交付されている方につきましては、更新のお知らせということでさせていただく中で、金額等が変わるというようなことも併せてお知らせということで考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

あと、相談体制等への連携等については既にやられているのでしょうか。そこら辺、困窮者の方たちが今回の改正でかなり影響を受けてくると思いますので、その辺について教えていただきたいと思います。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか、吉川委員。システム改修の内容の補正ですので、それでそのシステム改修は今の質問だと今後どうなりますかという質問ですよ、今後どうなるかというのは多分答えにくいと思うんですね。

○委員（吉川三津子君）

どういう準備をしていますか。

○委員長（山岡幹雄君）

どういう準備を。だから、その辺を今回の予算で……。

○委員（吉川三津子君）

委員長がストップならばそれで全然構いませんので、どうぞ。

○委員長（山岡幹雄君）

いいですかね。

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第29号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（吉川三津子君）

議案29号の介護保険のシステム改修におきまして、やはりかなりこれから生活困窮者層、生活保護になり切れない方々の貧困がさらに進むということで、国の制度の問題ではありますが、国の制度のこういった改正に私自身賛成ができないので、この補正予算にも反対といたします。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に反対討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題にいたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（佐々木遼平君）

議案第30号の消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、2点お尋ねをさせていただきます。

今回、対象の範囲として消防作業、救急業務、応急措置と明記をされておりますけれども、具体的にそれぞれどのような業務内容についてが対象となるのかについて教えてください。

2点目は、愛西市内では過去に該当事例はないということでお話をいただいておりますけれども、近隣自治体で喫緊でこの制度が利用された事象がありましたら教えてください。

○消防総務課長（伊藤裕一君）

まず、1点目の質問になります。

消防作業従事者につきましては、いろいろな例示がある中、まず1つ目、1つ言わせていただきます。火災現場付近において応急消火義務者の行う消火、応急消火に協力した者がこれに該当します。

救急業務協力者につきましては、事故現場付近で救急隊員からの要請を受けて救急業務に協力した者、水防従事者につきましては、水防管理団体区域内に居住する者または水防現場にある者で、水防管理者、水防団長等からの要請を受けて水防業務に従事した者、応急措置従事者につきましては、市町村の区域内に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、区域内に居住する者または災害現場にある者で、市町村長から要請を受けて応急措置の業務に従事した者がそれに該当します。

続きまして、葬祭補償の適用となった近隣の事例につきましては、今回確認しておりません。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第30号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員によって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号：損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（佐々木遼平君）

議案第31号について、2点確認をさせてください。

今回、損害賠償金額が85万円余りとかなり高い金額だなというふうに感じているんですけれども、一部はレンタカー代ということで、以前御説明いただいたとおりと認識をしておりますけれども、そのほか相手車両の年式ですとか損傷範囲について、高額となった要因というのがもう少し具体的に分かりましたら御説明をお願いいたします。

2点目、喫緊でこういった車による、職員による自動車事故がここ直近3年程度でどれぐらい実績があるのかというところを教えてください。

○消防総務課長（伊藤裕一君）

まず1点目の御質問につきましては、こちらの相手方の車両の初年度登録につきましては、令和2年となっております。車の型につきましてはこちらでは回答は差し控えさせていただきますが、損傷箇所につきましては、車両の前部、バンパーとナンバープレートの部分が損傷いたしました。

続きまして、過去の事故件数につきましては、3年間の事故件数について回答させていただきます。

過去3年間で2回の物損事故がありました。令和5年9月、こちらは車体左側側面の破損となっております。2つ目、こちらは令和5年11月、こちらも消防団車両、左サイドミラーの破損となっております。以上です。

○委員（佐々木遼平君）

ありがとうございます。

追加でもう一点質問させていただきたいんですが、先日、今回の事故によって保険料が上がる等の、いわゆる保険代が上がる、等級のような制度は今回の事故では上がらないということでお聞きをしておりますけれども、これは年間に何件以上事故を起こすと変わるですとか、そういったそれ以外の影響というのはあるんでしょうか、お答えください。

○総務課長（伊藤靖幸君）

保険の保険料については、事故の件数によって金額が変わるものではございません。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

○委員（吉川三津子君）

1点、私もこの金額があまりにも大きくて、先ほど、バンパーとナンバープレートだけで総額何でこんなにかかっちゃったんだろうというのがとてもすっきりしないところなんです。もう少しこの明細的なものと、すごく高級車だったとか、その辺についても、普通の一般的な車ならばこれだけはかからないのかなと思っちゃうもんですから、車種まで言

えないにしても高級な車だったのか、その点について、もう少しこの金額の理由を教えてくださいたいと思います。

○消防総務課長（伊藤裕一君）

改めまして、金額のほうを再度説明させていただきます。

車両の修理費用は57万712円、代車費用が28万1,600円。

今手元にあります明細のほうで主な項目のみ説明させていただきます。

フロントバンパーフェイスが単価で9万6,000円となっております。フロントバンパープロテクターが11万1,990円、ラジエーターグリルセットが16万6,520円が主なものとなっております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

1点だけ確認させていただきたいのは、ラジエーターとかいろいろその他のところも破損をしたんだよという話だと思いますが、これだけ破損をしていて、自分の、こちらの市の車は本当に何ともなかったのか、古いからこの程度ならばということで終わっているのか、その辺もう少し教えていただきたいと思います。

○消防総務課長（伊藤裕一君）

消防団車両のほうにつきましては、あくまで目視の確認となりますが、相手方のナンバープレートの塗装及びバンパーの塗装が後部のステップに付着していたのみでしたので、車両についての修理は行っておりません。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか、他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第31号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。
続きまして、当委員会に送付されました陳情の審査に移ります。

ここで職員の入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時23分 再開

○委員長（山岡幹雄君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここで委員の皆様にお伝えいたします。

陳情の審査に際しましては、理事者側には用語等を補足説明していただく場合、あるいは審査案件の現状等についてお尋ねがあった場合に備えて御出席をいただいております。したがって、理事者側への質疑等は御遠慮くださるようお願い申し上げます。

では、審査に入ります。

初めに、陳情第11号：保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情書については精読されていると思いますので、早速議員間討議により進めたいと思います。

それでは、御意見があれば承ります。

御意見はありますか。

○委員（吉川三津子君）

実際に保育現場の保育士不足というのは深刻で、誰でも保育園に入れるような制度とかもいろいろ出てくる中で、今回も愛西市の中では、民間の施設では人手不足というところで手を挙げていただけなかった背景もあります。そういったところから、やはり市においても保育士の確保というのはとても大きな問題だと思いますので、ぜひ皆さん御理解いただいて、賛同いただきたいなというふうに私は考えております。皆さん、いかがでしょうか。

○委員長（山岡幹雄君）

他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、なければこの陳情について採決に入ります。

陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、陳情第11号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第12号：介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情書について、精読されていると思いますので、早速議員間討議により進めたい

と思います。

それでは、御意見があればお受けいたします。

○委員（吉川三津子君）

介護施設、障害者施設の中で、夜勤1人の体制という声はいろいろたくさん聞いております。

この中で、いらいらしてDVという話も出ているわけですが、やはり認知症のある方を入所されているところにおきましては、1人にすごく手がかかって、ふん尿とか何かも飛び散らかしたりとか、いろんなことが夜起きるということも聞いています。そういった中で、そういった方のお世話を1人ですということには大変限界があるという声はたくさん聞いておりますので、ぜひこの介護・障害者施設の働く側の体制、それから介護等を受ける側にとってもとても重要な今回は陳情だと思いますので、ぜひ皆さんの御理解をいただいて、この陳情をぜひ通していただきたいという思いでいっぱいでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山岡幹雄君）

他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この陳情書について採決に入ります。

陳情第12号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、陳情第12号は不採択と決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の全ての案件の審査を終了いたしました。

これにて建設福祉委員会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

午前10時26分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会

建設福祉委員会

委員長 山 岡 幹 雄